

大垣市再エネ電力利用クリーンエネルギー自動車 導入促進事業補助金のご案内

地球環境への負荷を減らすゼロカーボンシティおおがきの実現に向け、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を導入し、かつ再エネ電力を導入している家庭に対し、地球温暖化対策を促進するため次世代自動車導入費用を一部補助します。

1 対象者

- (1) 市内に住所を有する方で、令和6年4月1日以降に次世代自動車を購入した方。
- (2) 自宅等に設置した太陽光発電設備の再エネ電源を専用線等で接続し、直接的に再エネ電力を調達していること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 家庭において省エネルギー活動を実践するとともに、アンケート等への協力ができること。
- (5) 当該対象車両の初年度登録がされた日から起算して4年以内に、補助対象車両を売却等により処分しないこと。(ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。)
- (6) その他市長が必要と認める要件に該当していること。

2 対象車両

自家用に供するものかつ未使用品であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 蓄電池を積載し、動力の一部又は全部を当該蓄電池で賄い、自走することのできる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車。
- (2) 太陽光発電設備から電力を直接調達していること。

3 補助金額

1件につき4万円

4 募集期間

令和7年6月2日 ～ 令和8年3月20日

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

5 申請方法および必要な書類

大垣市再エネ電力利用クリーンエネルギー自動車導入促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の必要書類を添えて、環境政策課まで直接お持ちください。修正等ある場合、書き直しとなりますのでご了承ください。

住民情報及び税情報の閲覧に係る同意の欄は、署名が必要です。同意がない方は、住民票、市税完納証明書をご提出いただく必要がございます。

- (1) 売買契約書の写し
 - (2) 補助対象車両の導入状況が確認できるカラー写真(車両のナンバーがわかるもの)
補助対象車両に充電を行っていることが確認できるカラー写真(プラグ接続している状況のわかるもの)
 - (3) 補助対象車両の性能が確認できるカタログ
 - (4) 補助対象車両の導入に係る領収書
 - (5) 発行後3か月以内の住民票(住民基本台帳に記録されている情報の閲覧に係る同意がない者に限る。)
 - (6) 発行後3か月以内の市税完納証明書(税務資料の閲覧に係る同意がない者又は市外在住者に限る。)
 - (7) 自動車検査証記録事項の写し
 - (8) 太陽光発電設備の設置状況が確認できるカラー写真
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- ※ 令和7年1月1日時点で、大垣市に住民票がない方は、前住所の市町村で完納証明書を取得して提出してください。(申請日前3か月以内のもの)
- ※ 受付後の書類については、電子メールや郵送での手続きも可とします。(希望する場合は、申請の際に、電子手続き申込書をご提出ください。)

